

# 鉄道に近接した工事計画について

線路周辺における工事（鉄道近接工事）では、些細なミスが工事に携わる方や、列車に対して重大な事故につながる場合があります。そこで、「鉄道近接工事」を計画される場合は、事前に当社と打ち合わせの上で実施していただくようお願いしております。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年 9 月 2 日国土交通省告示第 496 号）〕

場合によって、安全上必要な事項についてご依頼させていただくこともございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 鉄道近接工事の例

- ・足場組立
- ・重機での作業
- ・杭打ち、掘削
- ・建物の解体、新築、改築
- ・建物の外壁補修、塗装
- ・樹木の伐採
- ・柵や塀の設置、撤去
- ・看板類の取付、張替え
- ・土木工事に伴う土留め、基礎杭、地盤改良
- ・電線、支線等の新設、撤去
- ・仮設足場の設置

## 協議の根拠法令等

鉄道近接工事を予定する方は、法人・個人を問わず以下の法令等により協議が義務付けられています。

- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（鉄軌道保全方法に関する法令）
- ・労働安全衛生規則第 5 章 電気による危険防止（感電対策に関する法令）
- ・鉄道営業法第 37 条（鉄道敷地内への立入に関する法令）
- ・刑法第 125 条、129 条（列車往來に危険を及ぼすことに関する法令）

## 工事実施までの流れ

①文末にご案内します窓口までご連絡ください。

### ②工事計画の確認

工事計画を確認させていただき、担当者から手続き方法等を回答させていただきます。また建築物設計等においては、感電災害防止等の保安上電力線からの離隔距離を確保していただく必要がありますので、場合により設計変更等をお願いする場合があります。

### ③手続等について

当社において協議文書が必要と判断した場合は、協議書のご提出をお願いいたします。列車運行の安全を確保するための取り決めや費用に関する事項について文書で取り交わします。（協議書の例：工事内容、当社施設、列車運行への影響、施工体制、工程表等）

#### ④工程の調整

文書を取り交わした以降も工事日程の調整をお願いいたします。夜間作業ができない日や当社係員の立会ができない日もありますのでご注意ください。

#### ⑤安全上の配慮

協議内容、とりわけ作業の安全上必要な配慮については、関係者全員（作業員含む）に必ず伝えて工事を行ってください。※協議内容が守られていない場合は、工事を中止していただくことがあります。

#### ⑥費用負担について

列車の安全運行のために必要な当社社員の立会費用や防護費用をご負担いただく場合があります。費用については協議の中で決定します。

- ・立会費事務費 作業中の立会および作業終了後の線路内点検等に係る費用
- ・電力線防護費 重機や資材の接触防止のための防護に係る費用
- ・停電費 電力線の停電処置に係る費用
- ・影響防護検討費 鉄道構造物への影響の事前解析や対策検討に係る費用
- ・計測管理費 工事期間中の鉄道構造物の変状計測に係る費用
- ・用地使用費 工事期間中にやむを得ず当社鉄道用地を使用する場合の費用
- ・その他費用 上記のほか、電車の安全運行に必要な処置に係る費用

#### 参考事項

- ・事前相談および協議は、工事の内容や規模に関わらず必要となります。
- ・事前相談・協議は工事着手前の設計・施工計画時点にご連絡ください。
- ・工事内容によっては、手続き上時間を要する場合があります。（概ね1～3か月程度）
- ・調査目的であっても無断で鉄道用地に立入ることはできません。
- ・夜間工事の時間帯は、終電後の深夜0:30～4:30となりますが、工事内容や場所によって変動します。
- ・当社社員による立会は原則平日のみとさせていただいております。

### 協議打合せ窓口

三岐鉄道株式会社 鉄道部技術課

〒510-8014 四日市市富田三丁目22番83号

電話 059-364-2144

FAX 059-364-2145

受付時間 平日9時～17時（12時～13時除く）

メールアドレス railtech@sangirail.co.jp